

## 第 16 回 関東地方整備局との意見交換会 要望事項

日時：平成 27 年 6 月 30 日（火）13：30～15：30

場所：ホテルブリランテ武蔵野 2 階「サファイアの間」

### I. 要望事項

#### 【要望事項 1】

「経営事項審査の下請版又は下請評価制度の取組みについて」

東京建設躯体工業協

#### 【要望趣旨】

「歩切り」、「ダンピング」、「指値」の三重苦にあえいできた建設産業界を、健全な産業にすべく、今、国、発注者、総合工事業者、専門工事業者、労働者一体となって取り組んでいるところです。

国においては、国土のグランドデザイン等新たなビジョンを掲げ、本年 5 月に開催された建設産業活性化会議においても処遇改善を中心とする担い手の確保・育成が、平成 27 年度の重点的な取組事項とされている事から、それぞれの団体においても新たな取組みが成されており、現場で直接働く専門工事業者に対して、若者を直接雇用し、技能・技術の伝承ができる環境づくりが期待されているところです。

しかし、継続した事業展開が望めない中、雇用・育成・新たな設備投資等難しい問題でもあります。ご存知のように現場は、専門工事業者が居なければ成り立たない状況でありながら、適正な評価がなされているとは言い難く、一部の地方整備局においては、積極的に総合評価方式の加点に向けて取り組んでいるところもありますが、これを全発注者の取組みとし、更に以下のような条件を付した下請経審、又は、下請評価制度に向けた検討をしていただけないものでしょうか。

#### 【評価項目例】

- ・ 社会保険加入促進、若手人材確保・育成、設備投資等受注に向けた取組を積極的に行っている企業
- ・ 登録基幹技能者育成企業（配置義務化と評価）
- ・ 職業能力開発促進法に基づく技能士の確保・育成（配置義務化と評価）

- ・施工実績  
等

### 【要望事項2】

「元下業務の明確化と適正工期、適正価格の設定について」

(一社)日本基礎建設協会関東支部

### 【要望趣旨】

元下業務の明確化等については、昨年も意見交換させていただきましたが、引き続きの要望として継続させていただきます。

建設産業活性化会議において、健全な建設産業を目指して様々な取組みが、国、発注者、総合工事業者、専門工事業者、労働者、関連団体等それぞれの立場で取り組むべき議論がなされていますが、当連合会が平成23年度に実施した「元請・下請取引契約に関する調査」結果によると、「工事計画・管理業務への関与16項目について、頻繁に関与している割合が大きいが、契約で明らかになっているものが少なく、責任の所在が不明なまま施工されている。」状況となっている。

活性化会議の平成27年度の重点的な取組みとして、建設生産システムにおける生産性の向上についての取組みで、

- ・新技術・新工法の活用等
- ・適正工期の設定、工程管理等の円滑化等
- ・施工時期等の平準化
- ・技術や技能・経験等に応じた人材の配置
- ・行き過ぎた重層化の回避

があるが、元下業務の明確化、現場での施工会議における4者協議（発注者、設計者、元請企業、専門工事業者）の開催の推進や工事見積もり条件の明確化について、また、施工

条件・範囲リストの活用、適正契約の推進、適正な支払いが行われるための対応策についてもご意見を伺いたい。

### 【要望事項3】

「建設産業の役割についての周知拡大に向けてについて」

(一社)日本塗装工業会関東支部

### 【要望趣旨】

東日本大震災の復興、相次ぐ自然災害、劣化資産からの重大事故等、建設産業に対する期待が高まっていますが、就労者の高齢化が進み、若者から敬遠される産業となっています。一部では、建設業への入職者が増えているとの報道もありますが、将来的には、人口減少と相俟って建設労働者の不足が懸念されているところです。

建専連として、建設産業政策2007「更なる再編淘汰は不可避」との方針が出された時から、国、元請団体等と連携を取りながら、地域で活躍している企業・団体の紹介、建設スキルアップサポート制度、富士教育訓練センター等との連携強化の取組みをしてきたところですが、まだまだ、この産業は総合工事業が建設業で、職別に建設業が有ること、災害時にいち早く現場の復旧活動に従事等日頃の生活に直接かかわっている産業である事が知られていません。

この度、文部科学省から「土曜日教育ボランティア応援団」の要請が有りました。(土曜日限定ではない) 常日頃から全国各地で専門工事業の仲間が体験学習の受入れや出前講座を行っている企業が有りますが、現場体験を受け入れるには元請、発注者の了解を得なければなりません。発注段階において、新・増設、改築、改修、維持更新等において体験学習受け入れ事業である旨の指定は可能でしょうか。

建設現場は危ないから受け入れないではなかなか建設業を理解してもらえません。

「建設現場へ GO」の広報もなされているところですが、直接経験することが興味をもってもらえることとなります。

富士教育訓練センターで研修を受けている工業高校生のアンケートでも建設業に対する意識調査(H26 国土交通省)で、何時建設業に興味を持ったかについて、中学校時との回

答が多く、小さい時から何らかの形で建設業を経験することが必要で有ることがうかがえます。文科省からの要請もあり積極的に取組むべきではないでしょうか。

(参考)

小学3年生以上は、学習指導要領により社会体験学習が義務付けされており、他の産業は積極的に取組んでいる。

小中学校生の不登校生約12万人(H24)。富士教育訓練センターにおいて、大学の教育課程生と不登校児童と泊まり込み研修の取組みを行っている。

#### 【要望事項4】

「建築鉄骨工事業」の新設（建設業法業種区分変更に関する要望）について」

(一社) 全国鐵構工業協会 関東支部

#### 【要望趣旨】

建設業法による建設工事の業種区分によれば、我々の業種は「鋼構造物工事」に区分されている。

この中には、鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事が含まれ、我々は鉄骨工事に位置付けられている。

鉄骨工事は建築物の主要構造体を築造する工事で、そこには人の居住があったり、財物が置かれたりなどして、長きにわたり様々な営みが行われる。

そのため、いついかなる時でも生命と財産を守るという使命を有するものとなり、社会的関心度や責任は、発注者のみならず多くの関係者や利用者を抱えることとなり、非常に高い業種である。

それゆえ、これらの工事に必要な技術・資格等は、鉄骨製作工場の国土交通大臣認定による性能評価制度のごとく、他の業種と全く異なるもので、これらをひとくくり管理することは不合理であり、工事ごとの視点・基準・監督・育成を行うことが必要と考える。

更に、国内建築物の40%弱(床面積ベース)は鉄骨造りであり、その構造体を製作する

鉄骨工事は、建築工事にかかる専門工事における基幹産業であるがゆえ、鋼材の不良問題に対応した鉄骨鋼材の規格化、姉歯問題に端を発する新法令・新制度の制定等々高度化する社会の要請に的確に対応し、その成熟度も高めてきた。現状、建築物の耐震性に対する要求が高まる中で、鉄骨の品質に対する要求の高度化と品質保証の明確化は今後ますます高まることが予想される。

このような社会的要請に応えるためには、「建築鉄骨工事」を「鋼構造物工事」から分離独立し、本業種特有の視点・基準で管理・監督・育成を行うことが必要であり、このことにより、鉄骨工事専門業者の事業意欲を高め、健全な経営基盤を築くことができる環境を整備することができるものとする。